

令和3年斜里町議会定例会 12月定例会議 会議録（第2号）

令和3年12月16日（木曜日）

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第40号 町道路線（朝日東1丁目通）の認定について
- 日程第3 議案第41号 斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 斜里町自治基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第44号 斜里町奨学生ふるさとUターン促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第45号 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 斜里町へき地保育所条例の一部を改正する条例について

◎出席議員（12名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 今井千春 議員 | 2番 小暮千秋 議員 |
| 3番 久野聖一 議員 | 4番 山内浩彰 議員 |
| 5番 佐々木健佑 議員 | 6番 木村耕一郎 議員 |
| 7番 櫻井あけみ 議員 | 9番 久保耕一郎 議員 |
| 10番 若木雅美 議員 | 11番 海道徹 議員 |
| 12番 須田修一郎 議員 | 13番 金盛典夫 議員 |

◎欠席議員（1名）

- 8番 宮内知英 議員

◎出席説明員

- | | |
|------|---------|
| 馬場隆 | 町長 |
| 北雅裕 | 副町長 |
| 岡田秀明 | 教育長 |
| 宮山貢 | 代表監査委員 |
| 角田淳一 | 選挙管理委員長 |
| 増田泰 | 総務部長 |
| 高橋佳宏 | 民生部長 |

| | |
|---------|--------------------------|
| 茂 木 公 司 | 産業部長 |
| 芝 尾 賢 司 | 国保病院事務部長 |
| 馬 場 龍 哉 | 教育部長 |
| 伊 藤 菜穂子 | 会計管理者 |
| 松 井 卓 哉 | 企画総務課長 |
| 鹿 野 能 準 | 財政課長 |
| 結 城 みどり | 税務課長 |
| 南 出 康 弘 | 環境課長 |
| 鳥 居 康 人 | 総務部参事 |
| 武 山 和 人 | 住民生活課長 |
| 鹿 野 美生子 | こども支援課長 |
| 荒 木 敏 則 | 建設課長 |
| 菊 池 勲 | 生涯学習課長 |
| 大 野 信 也 | 図書館長 |
| 村 上 和 志 | 選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記 |

◎議会事務局職員

| | |
|---------|------|
| 平 田 和 司 | 事務局長 |
| 竹 川 彰 哲 | 議事係長 |
| 鶴 卷 美 奈 | 書 記 |

午前10時00分再開

◇ 開議宣告 ◇

●金盛議長 おはようございます。散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●金盛議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、佐々木議員、木村議員を指名いたします。

◇ 議長諸般報告 ◇

●金盛議長 諸般報告をいたします。議会への報告関係についてですが、令和2年度斜里町の財務書類が提出されておりますので、お手元に配付しております。

本日、宮内議員より欠席の届出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇ 議案第40号 ◇

●金盛議長 日程第2、議案第40号、町道路線（朝日東1丁目通）の認定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。荒木建設課長。

●荒木建設課長 （議案第40号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容の説明が終わりました。議案第40号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 これをもちまして、議案第40号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第40号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第40号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号について、採決を行います。議案第40号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第40号については、原案のとおり可決されました。

午前10時03分

◇ 議案第41号 ◇

●金盛議長 日程第3、議案第41号、斜里町議会議員及び斜里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。村上選挙管理委員会事務局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 (議案第41号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第41号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。若木議員。

●若木議員 今回の制定の理由が、立候補に関わる環境の改善ということで、地方の議会における成り手不足を改善できるものになっていると思うのですが、今後、立候補を検討される方などが、この改正点を、立候補を検討するときに、知っておくべきだと考えるのですけれども、この制度が、条例制定になったときに、今後どのように周知をするか、教えてください。

●金盛議長 村上選挙管理委員会事務局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 基本的には、2年前に条例を制定させていただきました。選挙公報と同様の扱いにしたいというふうに思っています。もしも、さらに掘った内容のご質問であるならば、その候補者がこちらのほうに来ていただいて、その質問に対して、こちらから丁寧にご回答させていただきたいというふうに思います。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 こういう制度が変わってきたということを知っている方でしたらいいのですけれども、こういう制度に変わったということをきっかけに、立候補を検討される方もあっていいのかなと思うものですから、既にこの条例制定をされている市町村で、町のホームページにおいて、この改正点について説明をしている町村があります。斜里町においても、そのような取り組みを行ってはいいいのではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

●金盛議長 村上選挙管理委員会事務局長。

●村上選挙管理委員会事務局長 ホームページ等の掲載については、こちらのほうでも承知をしております。ホームページのほうの掲載については、こういった選挙公営の負担の無料化というのがありますというぐらいの程度の内容にはなろうかと思えますけれども、掲載のほうは検討させていただきたいと思えます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第41号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第41号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第41号について、討論ございませんか。
(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第41号について、採決を行います。議案第41号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、原案のとおり可決されました。

午前10時31分

◇ 議案第42号 ◇

●金盛議長 日程第4、議案第42号、斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例の制定について、を議題といたします。内容の説明を求めます。南出環境課長。

●南出環境課長 (議案第42号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第42号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 再生可能エネルギー、発電施設の設置に関する条例に関して、本当に今、世間では、全てもう再生エネルギーの促進という形で動いている中、それを担う今度は地方の中で、今まで、これまでも、いろいろなあつれきが生じたり、環境に及ぼす影響というのが多かったという中で、この条例をいち早く設置していただいたというのは本当にありがたいし、うちの町らしいなという動きだと思っています。

最近こうやって条例、いろいろ制定しているところが増えてきています。それは再生エネルギーの発展にブレーキをかけるものではなく、地域のきちんとした自然保全、環境保全、それから地域の人たちの住民の環境保全という部分では、大きな役割を担っていくと思っておりますので、非常に、よかったなという思いです。

一方で、今説明いただいた4ページの説明資料の中の流れの中で、最近知っている自治体で、この手続きに沿って進めていた部分で、実はその途中で、なかなか太陽光発電の物の設置に至らない、要するに工事が途中で終わってしまった、それはその事業者さんの倒産だとか、あるいは不明になってしまった、あるいはその土地を貸す部分で契約等が不履行になってしまったという状態で、そこに今まで建っていた木だとかが、斜面だったので、平らにしていい形でやっていくという工事中で放棄されてしまった土地の問題で今、少し小さな問題になっているところがございます。

こういう場合は、この手続きの流れの中のどこかで、もうそこを工事出来ない、要するに、なってしまってなおかつ土砂が流出されていて、近隣の人たちが迷惑をこうむっているという場合は、ここの中の条例の手続きの中で、うちの町でそういう状態があったときに、どこでそれを止めさせる、あるいは元に戻す、土砂流出という部分を食い止めるということを、いち早く関係するところに言える状態なのかなというところの流れでは、私も

随分自治体で困っている部分で、どういう形で今みたいな状態のときはこのフローの中のどこで、この条例というのが、効力があるのかどうなのか、効力を発揮するために、要するに、協議する場というのはどこになるのかなど。そこだけ確認させていただきたいなと思ったのですが、最初につくる意思もあったし、計画もそのとおりです。しかし、諸事情により、建設が2年ぐらい放棄されたという部分に関しては、この条例の中の範囲なのか。それとも、土地を持っている方と事業者とのやりとりの中ですから、行政の条例とは違うところでの協議になっていくというふうに捉えていいのでしょうか。結構、こういうのが起こっていると聞いていますので、その確認です。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 まず、再生可能エネルギーを設置するに当たっては、事前に60日前までに着手の届出をしていただこうとしておりまして、それに当たりまして事前に周辺関係者への丁寧な説明をいただいた上で、その周辺関係者の理解をいただいた上で、まず、着手に入ってもらう形になるかなと思っております。その着工が始まった後に何かあった場合のこのお話かなとは思いますが、具体的なところでこの条例の中ではその着工が始まった後に、何か起こったことまで規定しておりませんので、完了した後については、届出をいただいて維持管理を事業区域内で適切に行っていただくこととしておりますけれども、着手から完成までの間に何かあった際には、この条例の中でそこまでの部分を明記していないところでもありますので、そういった事例が起こった際には、改めて町のほうから助言なり指導なりさせていただく中で、周辺関係者の方と調整をいただく形になるかなと考えております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 確かにそうですね。事業者と土地所有者、あるいはその土地所有者個人の問題というふうにはなります。ただ、先日の大雨で、大きな埋立てで、あれは造成地という形でしたけれども、その部分で崩れたとき、今これ大きな裁判になっていますけれども、その流れというのやはり、一番当初、その造成に入ったときは、一部、再生エネルギーの施設という部分も視野に入れていたと。それが駄目になって、残土置場という形で、用途がどんどん変わってきたという部分がありました。

そういったときに、その許可した、あるいは、管理をしている市なり県の責任というのが問われているのですけれども、そういうようなものというのうちの町では余り考えにくいことなのだと思いますけれども、そういうときに、こういう条例の中で、どこまでそういう効力ができるのかなという部分がありましたので、伺いました。

おっしゃるとおりだと思いますし、その状態で対応というしかない問題だなと思いました。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 繰り返しになりますけれども、着手した後に、完了するまでの間に、そういった事故等々が起こった際には改めて町のほうからも、事業者ですとか土地所有者の

ほうに、ご指導、助言しながら、周辺関係者のほうに影響が出ないような対応を考えていきたいかなと考えております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 住民の理解についてお聞きします。第10条で、周辺関係者への説明の義務づけというのがあるのですが、この部分では、理解を得る努力を求めるということで、その地域の方々が、必ずしも全員が一致して賛成していなくても、町としてはこの設置については、何ら設置を拒む権利だとか、そういうものがあるのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 周辺関係者の方には、まず事業者のほうで理解が得られるように努めていただくこととしておりまして、説明会の開催ですとか、戸別訪問をしていただく中で理解に努めていただくように、丁寧な説明を求めていくこととしております。

基本はまずは理解をいただいた上で、その関係書類も、着手届に合わせて町のほうに提出していただく形になっておりますので、まずは事業者の方に説明していただいて、理解をいただいたものを、着手届に合わせて提出していただくこととしております。

必ず反対ということがもしかしたらあるかもしれないですけども、そこに対しても一応、町としては周辺関係者の理解をいただいているという確認の書類を合わせて提出いただいた中で進めていく形になるかなと思います。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 ちょっと補足しますけれども、あくまでも努力義務ですので、この条例によって、それを止めるというような拘束力まではございません。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 次に、解体撤去のことでお聞きします。これは17条のほうで、町としては、そういうことを適正に行わなければ、先ほど期間を定めて勧告を行うなどということがありますが、もし事業を停止した後、この撤去、解体というのをきちんと行われないと環境が維持出来ない、悪くなってしまうというふうには私は考えるのですが、これらについての強制力というのは、町としては持っているのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 強制というか、再生可能エネルギーについては廃止なり撤去した場合には、まず処分撤去してもらいますよということは、条例の中でうたっているところでありまして、基本は元にあった物の撤去という部分での条例の規定となっているところであります。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 あくまでも事業者がやる、町としては指導を行っていただくだけであって、事業者が出来なくなれば、そのままの状態になってしまいかねないということの理解でよろしいですか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 議員のおっしゃるとおりでして、この条例で行うことができるのは、指導助言、それから報告を求めたり、それによって従っていただけない場合は勧告、その先には公表というところがございますけれども、それ以上の拘束力は、この条例ではございません。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今回この勧告、公表などは、あくまでも事業者だけの責任になるのでしょうか。この部分で土地の所有者というところは、これについて同じように、責任というのに伴うものなのでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 土地所有者のほうにもそういったものも含めて対応をお願いすることとしております。加えて先ほどの撤去の分になりますけれども、F I Tのほうの届けの中でも撤去に係る部分の積み立てもしていくこととなっておりますので、その分を考慮して、事業者の方には提供いただくことになるかなと考えております。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 事業者の方が今後そういう積み立ても一緒に行うということで、今後の部分については、しっかりと責任を持ってやっていただきたいと思うのですが、斜里町の中にもチラシが入っていると思うのですが、遊休地、利用されていない未利用地がございませぬかということで、土地を活用させていただきたいという広告が入りながら、そういうものを立てていくという形があったときに、土地所有者の方がきちんとこのことを、こういう撤去をしなくてはいけない責任もあるのだよということをきちんと理解していただかないと、やはり町として、環境が維持出来ないのではないかという心配があつて質問させていただいているので、ぜひ、私はその解体撤去の部分については、何らかのもっと強制力のあるようなものを、今後検討していくべきではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 この制度につきましては、改めてホームページや、もう既に設置されている事業者の方等に周知させていただければなというふうに考えておりますし、また届出の際にもそういった形での最後の維持管理から撤去までありますよということを改めて周知をさせていただく中で、まずは進めていければなというふうに考えております。

●金盛議長 ほか、木村議員。

●木村議員 条例の中で、少し確認をさせていただきたいと思います。町のいわゆる権限というか、一定の制限を加えるためには様々な方法がありますけれども、なかなか条例の中では努力義務に終わってしまう点が多々あります。

そういう中で、第8条においては、一定の歯止めがきくのかなと思っております。第8

条は禁止区域を述べているところをございますけれども、もともと最初から、この第9条に基づいて、つまり第9条というのは、様々な法律に基づいた禁止区域を設定すると、1号から6号まで。言ってみればそれをもとに、ここは駄目ですよと、あらかじめ禁止区域の設定をできるわけです。これが遅いと、昨日もあったように恣意的にという部分で、いわゆる木村が申請しましたと。申請した後に禁止区域ですと。これはあくまでも恣意的なのです。つまり、もともと禁止区域というのは法に基づいたり、それから、景観や住民の安心安全に基づいた観点から、区域設定がされるはずなのです。申請されてから禁止区域というのは、あり得ないのです。

そういう観点から見たら、この条例が施行する前に、いわゆる禁止区域、明確なところがあれば、斜里町としてしっかりと、それを持たなければならないのです。そこら辺の準備が出来ているのか。もしくは、全く斜里町は禁止区域がありませんよとなっているのか、そこらについての現況をお知らせいただきたいと思います。

●金盛議長 南出環境課長。

●南出環境課長 まず、今回禁止区域としている場所につきましては、住民の方への災害の防止の観点ですとか、あと斜里町の自然環境ですとか、景観に考慮すべき場所として考えまして、こちらの区域を指定したところであります。

急傾斜地の区域につきましては、町内に20数カ所あったり土砂災害警戒区域に関しても、町内には30カ所ありますので、そういった災害等々の発生する場所の危険区域を外していることですか、景観でいいますと、国立公園ですとか自然公園という斜里町の中にある景観を守っていかなければならない区域につきましても同じように禁止区域として指定したところであります。

もしかしたら今後災害の発生ですとか、景観を維持していかなければいけない場所も当然出てくるかなとは想定されますので、そういった場合につきましては規則の中等々で追加して、禁止区域として設定することを考えております。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 確認をしますけれども、斜里町は禁止区域をしっかりと持っているというか、持っているという理解してよろしいですね。それは非常に安心をしたのですけれども、この条例を確たるものにするためには、今、課長が答弁したとおり、禁止区域をもう少し緻密に精査しながら、もしかしたら漏れているところもあるかもしれないし、やはり災害時、予想もしない状況が起きる、起きそうな土地形状、もしくは地域であると、これにおいても、しっかりとこれからも調査をしていただきたいと思います。

もう一つ別な観点で聞きたいと思います。再生可能エネルギーが、どう見ても太陽光に偏ってしまっているイメージがあるのですけれども、再生可能エネルギーの中には、実は風力発電もあります。問題はこの風力発電なのですけれども、これは別に駄目ですよと書いていないです、この条例のどこを見ても。

いわゆる斜里町は世界自然遺産の町であり、観光の町でもあります。風景を損なう風力発電、これはやはり、今までずっとNEDOの実験もやってきましたけれども、そのときも、町のほうはこう答えているのですよ。景観にそぐわない風力発電、やはり問題が出てくると、もちろんあそこは思ったように風が強くなかったということは第一義的にあります。いわゆるその絡みで、景観を損なうと言っても、景観を損なうか損なわないかというのは、先ほどの災害の問題とはちょっと科学的なものがなくて、人間の主観に頼るわけですよ。あんなに高いもの建てたら自然景観に悪いよねと。いいと言う人もいるし、悪いと言う人もいるかもしれない、いわゆる主観に頼るしかないのですけれども。そうなってくると、風力発電を設置したいという場合に、これ、悩ましい問題なのですけれども、その風力発電に対して、どう捉えればいいのか、そこらについて、お聞かせいただきたいと思えます。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 正直申し上げまして、今回、この再生可能エネルギーの条例に関して、風力も対象には加えておりますが、非常に今議員がおっしゃったとおり、太陽光と比べて、非常に風力発電の設置に関して、何らかの条例を整備することは、やはりちょっと難しい部分が多々ございます。そういった意味で、今回、風力も対象にはしているものの、なかなか条例の中で踏み込めていないのは事実かなと思えます。

道内でも再生可能エネルギー発電施設設置に関する条例を制定している市町村の中でも、太陽光がやはりメインでして、風力の部分ではまだ、その辺りの部分が、なかなか条例の中身の中に反映させるというところまで我々も勉強不足でそこまで今回はいかなかったのは事実かなと思っております。

町内においては、いわゆる大型の風力に関しては、配電のインフラの関係で、なかなか今のところ設置できる場所というのはかなり限られるのかなと思っておりますけれども、太陽光以外の風力についても、もうちょっと勉強をさせていただいて、どういう形で斜里町らしい、その調和の在り方があるかということはこの後も、もう少し勉強させていただきたいと思えます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。ないようですので、これをもちまして、議案第42号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第42号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第42号について、討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号について、採決を行います。議案第42号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第42号については、原案のとおり可決されました。

午前10時46分

◇ 議案第43号 ◇

●金盛議長 日程第5、議案第43号「斜里町自治基本条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 (議案第43号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第43号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 ないようですので、これをもちまして、議案第43号についての質疑を終わります。

◇ 議案第43号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第43号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号について、採決を行います。議案第43号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、原案のとおり可決されました。

午前10時51分

◇ 議案第44号 ◇

●金盛議長 日程第6、議案第44号、斜里町奨学生ふるさとUターン促進条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 (議案第44号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容の説明が終わりました。議案第44号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 今回の改正で、斜里町の担い手が少ない職種についての人材確保が図られるということで、大変期待しているのですが、現在、奨学金を借りている方の中で、この対

象となる方が、どのくらい予想されるのか、教えてください。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 現在、奨学金をこの制度を活用して貸与されている方で、対象者としては、全部で13名いらっしゃるところでございます。保育士、幼稚園教諭も同様ですが、こういった関係で2名、介護士で3名、看護師で8名というところの合計13名となっているところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 13人の方がこの制度を活用して、斜里町で働いていただけるということは、とても期待したいことなのですが、一方で、この制度がより充実していくためには、奨学金制度を活用できる方も、もっと増えていけばいいのかなと思うのですが、斜里町の奨学金制度は、国の基準よりもさらに広げた、幅を持った中で対応していると思うのですが、その部分について、もう少し幅を広げたりして、この活用される方が、たくさんできるようにというような考えは持っていないでしょうか。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 まず制度の周知に関しましては、広報ですとかホームページのほかにも、学校に訪問して、奨学金制度がありますよと、ぜひ活用してくださいというご説明というか、周知をさせていただいているところでございます。制度の枠といいますか、その部分に関しては、確かにお話いただきましたとおり、日本学生支援機構より拡充した状況で、現在もやっているところでございます。現在、その幅に関して特に変更というところまでは考えとしては至ってないところでございます。

●金盛議長 若木議員。

●若木議員 十分に伝わった中で、制度を活用しなくても進学が出来て、資格を得て、その資格を生かして働ける場所に、斜里町がなりやすくなるためには、連携がとれていると、より斜里町で働いてみようということにもつながるのかなと私は考えたのですが、その部分で行ったときに、より斜里町で働いてみようと思うような、何かきっかけになるための制度だと思っているのですけれども、もっと借りたい、これを活用していけば斜里町に帰ってくるのだよということになるので、もう少しその幅を広げる必要があるのではないかなと私は考えるのですが、そういう視点はいかがでしょう。

(「関連」という声あり。)

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 今、幅を広げるという議論があったのですけれども、国に支援制度としていろいろな制度がありますけれども、一定の枠が、当然、今まで知っている限りはあるのです。いわゆる所得制限なり学力なり、斜里町もそれに準じてという話になってしまうと、なかなかその枠が広がらないと。つまり、国の奨学金制度を含めて、そこからどうしても外れてしまうと。そういう方、残念ながら、微妙なところで外れてしまったと。それも所

得だとか、学力だとか、これをもうちょっと広げると、そこで漏れた方が。それが町の独自の施策であって、国に準じてだとかあれだとかとやっているのであれば、単なる積み増しだけなので、おそらく若木議員はその部分を言っているのかなと思いますので、そこらについて、検討する意思はないかどうかについてお答えをいただきたいと思います。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 所得制限の部分だとかそういう部分の制限についても、国よりは緩和をした形で今、制度を動かしております。いろいろな意味で人材確保の部分が、ここ数年、非常にもう厳しくなっているのは事実ですので、まずは今回の条例改正につきましては、まず第一歩として、我々としてはまずこれをやってみたいということですので、これだけで全てがということではございませんし、奨学金の制度的な部分もありますけれども、やはり周知の仕方だとか、よりこの制度をうまく活用していただくような、今までも周知については、先ほど課長からご説明があったとおりはいるのですけれども、より丁寧な形で人材確保、Uターンが促進されるようなことは、今後も考えてはいきたいと思っております。

●金盛議長 ほか、ありませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 今その幅を広げるといふ部分と、一部人材に全額免除といふ部分では、これは国のほうの特別措置といふ形で明記されていますけれども、この時限といふのは、やはり国の措置ですから、その都度変わっていくといふ説明は受けたのです、年次があると。これ3年でしたか、7年のですから3年ですね、4年から始まり。こういう形で、国のやることだから仕方がないのかなと思ふのですけれども、ある程度これが続きますよといふ部分も、町として出していくことは出来ないのかもしれないのですけれども、先ほどの幅を広げていくといふ部分、今では必要かなと。要するに今後、ずっとこの職種に関して、例えば斜里の方がこれから進学して、そして専門的な知識を得て、その方々が斜里に帰ってこられるといふのがベストで、この事業の目的の大きな一つだと思います。

その部分を考えましたら、今働いている方、今これが対象になる方といふのも本当に貴重な人材ですけれども、今後将来に向かって、そういう取り組みがしっかりと行われていくのだといふ担保があれば、今、勉強している方、これから進学される方々にとっては、一つの、やはり、自分のこれからどうやって生活していこうだとかといふ部分での基盤と、うちの町が求めているものといふのはすごく合うと思ふのです。先ほど学校に行っても周知するといふ部分もございましたけれども、こういう取り組みが、これから、これがもっと厳しくなっていくといふことは国としてもないし、うちの町も、またその奨学金の免除といふ部分をもっと狭くしていくといふことはあり得ないと思ふので、そういう部分での人材確保の中でも、こうした取り組みといふのは、声高に進めていく必要が私はあると思ふのです。そういう部分の、奨学生ふるさとUターン促進条例が変わっていく、やり方が変わっていく中で、町として、全体の部分での人材確保といふ中で、位置づけといふのを、

もっと私は、PRしていくべきだと思うのですけれども、ここにある職種は幾つかの所管に分かれていますけれども、そういった部分で、取り組んでいけるような要素があると思うのですけれども、その辺どういうふうに考えていらっしゃいますか。

例えば聞かれて、うちの町こういうのをやっているのだよという形ではない。もっと広いPR性というのは、とても必要だと思うのです。町がこれだけ用意しているよ、国もこれだけ今回用意したよというだけの受け身ではなくという部分では、先ほどの説明では、もうちょっと少ないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 答弁保留のまま、暫時休憩といたします。再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

●金盛議長 休憩を解き、会議を開きます。保留中の答弁から、松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 ご質問いただいた部分について、お答えさせていただきます。人材確保にも合わせた奨学金制度の活用という部分かなというふうに思いますけれども、周知の部分に関しましては、先ほどの繰り返しになるのですけれども、近隣の斜里高校、清里高校ですとか、そういったところの保護者ですとか、進路指導も含めた中で、奨学金の制度活用について説明、周知という話はさせていただいているところでございます。

ほかの周知の方法としては、当然ホームページですとか、現在、奨学金を借りている方に対して、こういった活用制度がありますよだとか、そういったところを広く周知させていただいているところでございます。

人材確保の部分につきましては、確かに現在いろいろな職種に関して町で募集をしている状況があります。あとは、地域おこし協力隊で人材確保している部分等もございまして、そういったところに合わせて、今回の全額免除という部分が、何かしら働きかけが、動きとして、合わせて出来たものが、なっていればというところは今後、検討の部分もありますけれども、進めさせていただければと思っているところでございます。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ぜひ、国のほうも、制度拡充に伴って、特別交付という部分をとっていますので、全国的に本当に人材不足という中では、奨学金制度というのがある程度のウェートを占めた、人材確保につながるという視点もあると思いますので、それはやっていってください。

一方で、先ほど少し質問もありましたけれども、奨学金の対象となる枠に関しては、この条例とは別に、斜里町の奨学金に関する条例がございまして。その中で対象となる人、要するに対象となる、学生、子どもたちの学業優秀な、例えば斜里町に住民登録をしている人、あるいは、身体、健康だとか、成績基準だとか、あるいは家計が苦しい人という部

分で、幾つかの基準がございます。今こうしたコロナもあって、それと全体的に家計という部分の所得と、あとは学校に子どもたちを進学させる部分でかかる価格の差というのはかなり、これを制定されたときよりは、そして最近、大きな差が出来ているのではないかなという気もしています。

一方で、先日から話題になっている、子どもの支給の限度額、所得の限度額が900幾らだとかという部分を定められているのを見ましたら、こういうUターン促進条例の中で、奨学金免除をやって、かなりこれは希望する方も多いし、今実際に奨学金を受けている方はいいと思うのですが、一方で、今後うちの奨学金の対象の基準、借りられる方の基準という部分の見直しなどはされていく予定はないのでしょうか。学業においても非常に数字的な部分で、5段階で平均3.3以上という部分だとか、割と、それは何を基準にしているのかというところも出てきますし、それぞれの行っている学校などでも違うと思うのです。

そういった部分全体含めて、その奨学金の対象になるか、ならないかという部分の、町が持っている基準、あとは選定というのですか、審査される場所の機関もありますね。その全体に関して中身を見直していくというような、今後の考え方はないのでしょうか、そこを伺います。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 奨学金の選考部分に関しましては、奨学金選考委員会のほうへお諮りをして、ごめんなさい、審査委員会のほうへお諮りをして、決定しているところでございます。まず成績に関しましても所得も、成績も一定の基準を設けさせていただいているところでございます。所得に関しては繰り返しになりますけれども、日本学生支援機構の基準、その支援機構の基準が変わってくれば、当然斜里町の基準も変わってくるのですが、その枠から20%ほど上乘せした、枠を広げた形で現在、行っている状況になってございます。

今回の条例の一部改正に関しましては、そこも新たな部分ということは特に検討していない状況でございますけれども、現在、奨学金を借りたい方が借りられるような制度というところを基本目指しているところでございます。ただ、基準が何もなくていいかというわけにはならない状況も当然ございますので、そういったところは、状況を見ながら、もし変更する部分があれば、そこは改定する部分も当然あるかと思っております。

●金盛議長 櫻井議員。

●櫻井議員 ぜひ、本当に今、目まぐるしく社会の情勢が変わっていますし、大きな経済的な動きという部分もございますので、その辺うちの町の奨学金の本来の趣旨、そして制度に沿った形で、町民の方々が、それを受け入れられるか、どの辺というのは、これからやっていけばいいと思うのですが、常にそういった、ある程度の変革というのを見据えた選考方法をとっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「関連」という声あり。)

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 私も今のご意見に賛成なのですけれども、先ほどの答弁も、いわゆる一定の所得というのは、基本的にはサラリーマンを基本にしているわけです。なかなかサラリーマンが、急に下がったり上がったりというのがありますけれども、大幅な上げ下げというのはない。

ただ残念ながら、うちの場合、観光、農業は一定程度安定していますけれども、漁業については、最近の情勢を見てみますと、かなり不漁になっている。漁業所得というのはかなり変動が激しいのですよ。つまり、何を言いたいかというと、去年までは、所得があつて当たらないと。ただし、去年の所得を換算してやったら該当にはならないけれども、今年は、大学に行かせるのは大変だと。そういう状況というのが確実に生まれるのです。そういう場合には救いようがないのです、その基準だと。去年は、基準をオーバーしています。今年は、生活するのも大変だと。だけれども、去年の所得を見たら、該当になりません。こういうことは起こりうるのです、現実には、変動が激しいために。そういうことも、ぜひ、加味をしなければ駄目ではないかと、私は思っている一人なのですけれども、合わせてご答弁をいただきたい。

●金盛議長 松井企画総務課長。

●松井企画総務課長 奨学金の認定につきましては繰り返しのなっていますが、奨学金の審査委員会のほうで決めさせていただいているところがございますけれども、その中で、今後、所得ですとかそういった部分の議論になってくれば当然そこは変更するだとか、見直す部分は当然出てくるかと思えます。

基本、毎年申請でございますので、毎年の所得の状況によって、4年間で1年目しか申請出来ません、それ以後は申請出来ませんよという状況では当然ございませんので、毎年申請の中で対象になってくる方は、現状、対象になってくる部分は当然あるかと思えますので、運用の仕方については、審査委員会の中でもいろいろお諮りしながら、今後進めていく部分は進めさせていただければと思います。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 この条例と直接関係はないのですけれども、奨学金の関係で、ぜひ今後検討を加えていただきたいという提案をしたいと思うのですけれども、いわゆる斜里高校をどう魅力化するかという観点から、考えをお聞かせいただきたい。

今までは全般の、全ての進学する場合における奨学金。ただいわゆる斜里高校に入った子どもたちが進学をする場合に、斜里高校の魅力化を発揮する一つ的手段として、斜里高校生独自の奨学金、この創設というのは、本来必要ではないかと、こう思っている一人なのですけれども、それについて、町としては検討する必要があるかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

●金盛議長 増田総務部長。

●増田総務部長 木村議員のご指摘は、奨学金制度を魅力化の一つのツールとして使えないかというようなご質問かと思うのですが、ちょっと、具体的になかなか今、私もイメージがわからないものですから、斜里高校の魅力化についていろいろなことを、いろいろな方法は考える必要があるのかと思いますけれども、今の時点で奨学金をどううまく活用して、それが魅力化にという部分については、正直、今お聞きして、今ここで何も答えは持っておりませんので、それについての答弁はすいません、それ以上、お答え出来ません。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 せっかく奨学金の部分で話になったので、それで別な観点で、この条例に直接関係ない施策として、いわゆる斜里高校の高校生をしっかりと進学支援しましょうと。進学支援というのは、学業をサポートするばかりではなくて、やはり経済的支援、いわゆる奨学金も視野に入れた、斜里高校生という形の中で、独自の奨学支援が出来ないのかという形で、いわゆる奨学金全体の話ではなくて、いわゆる奨学金の部分的な話として、そういう独自の施策が出来ないのかという形を、高校から大学に進学する場合、斜里高校生に対してではないですよ。高校から大学へ進学する場合においてということです。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 木村議員のおっしゃっている部分が、先ほど総務部長が答弁した部分の続きになってしまうかもしれませんが、ちょっと具体的なイメージが湧かないものですから、具体的な何か分かるイメージをおっしゃっていただければと思うのですが、額を上げると言っているのかどうか。

●金盛議長 木村議員。

●木村議員 奨学金だけではなかなか、例えば東京や札幌の大学へ行く場合、全てそれで賄い切れない。当然ながら授業料も一番掛かるのは生活費です、毎月の。それらについても、ある程度メニューとして、斜里高校生独自のメニューをつくり上げると。それによって、網走に行っている高校生が、進学したいと、大体進学したい子どもは、多くは網走です。なぜかという、言ってみれば、そういうふうに偏差値で区切られているのですけれども。ただ、斜里高校に入ったほうが、むしろそういう面では、経済的に恵まれている事ができるかもしれない、いわゆる大学進学について。そういう導入策を講じたかどうかということでお伺いしているのです。

●金盛議長 北副町長。

●北副町長 なかなか金額をどうこうするという事でいきますと、当然必要な部分を充てたいという気持ちはあるのですが、やはり奨学金ということは返済を伴うということになりますので、これは前回の見直しのときも議論させていただいた部分があります。

特に一般の大学ではあまり、それほどの金額ではないですからいいのですが、専

門的な大学ですとかなりの金額に及ぶと。現状の奨学金の額でも、返済がちょっと難しいぐらいになってしまう可能性も、増やすとあるという中で一定の基準を設けているわけでございまして、今、木村議員のおっしゃっている斜里高校の魅力化という部分の中では、なかなかこの奨学金の額をもってどうこうというのはちょっと、目を見たようなものにはならないのかなと、別の要素で支援することの政策判断になるのかなというふうには思うところでございます。

●金盛議長 ほか、ありませんか。これをもちまして、議案第44号についての質疑を結びたいと思います。

◇ 議案第44号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第44号について、討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号について、採決を行います。議案第44号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第44号については、原案のとおり可決されました。

午前11時36分

◇ 議案第45号 ◇

●金盛議長 日程第7、議案第45号、斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。武山住民生活課長。

●武山住民生活課長 （議案第45号 内容説明 記載省略）

●金盛議長 内容の説明が終わりました。議案第45号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 ないようですので、これをもちまして、議案第45号についての質疑を結びたいと思います。

◇ 議案第45号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第45号について、討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号について、採決を行います。議案第45号について、原案のと

おり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第45号については、原案のとおり可決されました。

午前11時40分

◇ 議案第46号 ◇

●金盛議長 日程第8、議案第46号、斜里町へき地保育所条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 (議案第46号 内容説明 記載省略)

●金盛議長 内容説明が終わりました。議案第46号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。櫻井議員。

●櫻井議員 以前からへき地保育所が閉鎖されるという部分は十分承知しておりますし、この条例改正はそのままいけると思いますが、現在、町内の保育所の園児、斜里町でやっている常設、そしてへき地保育所を含めた園児数がどれぐらいかという部分と、あとずっと言われていた待機児童という部分で、随分保育所のありようというのは、それをもとに変えられてきました。うちの町にそのまま直接待機児童という部分が、今、全体で言われている中で、当てはまるかというところではなかったということで、ずっと斜里町は斜里町なりの保育所施設、認定こども園の対応を進めてきましたけれども、現在、待機児童と言われている方というのはどれぐらいいて、こういったへき地保育所の閉所に伴う部分で、今後、どういう改善、あるいは流れになっていく予想なのかという部分を1点だけ確認させてください。

●金盛議長 鹿野こども支援課長。

●鹿野こども支援課長 まず1点目の町内の園児数ですけれども、総体でよろしいでしょうか。想定としましては309でございます。時期によって、若干入退所がございますので、変わる部分がございますけれども、このような数字となっております。

あと、待機児童数ですけれども、今持っている数字が7月の数字でございますが、大きく変動はないと考えておりますけれども、待機児童が6、あと潜在待機ということで、前にお話をしたことがございますけれども、潜在待機が7ということでございます。

今回、このへき地保育所が閉所になることで、どのような部分が変わってくるのかということでございますが、今年度につきましては、待機児童が生じた大きな理由の一つとしましては、保育士の不足ということがございました。今年度の4月時点で、以久科保育所が既に休所ということで、令和2年度まで以久科保育所で勤務していた保育士、常勤2名につきましては、ほかの保育所で今勤務をしているということですのでけれども、今回、令和3年度末で朱円も閉所ということになりますと、まず今朱円保育所で、常勤で勤務してい

ます2名については、別の保育所に異動をして勤務に当たるということでは、ある意味集約化という言い方がいいのかわかりませんが、そういった流れになるということでもあります。

ただ一方で、今、保育士の年齢構成というのが、比較的若い年齢層が多いという状況がありまして、特に産休育休というようなことが、想定していなかった時期に生じてしまうということもございます。今年度は、その理由による保育士の不足というのも大きかったのですけれども、これがちょっと来年度どうなるかというところでは、まだ読みが難しいというのが現状でございます。

ただこうした保育所が少なくなるということは、地域の方にとっても大きなことだとは思いますが、子供たちが少し大規模なところに入り、年齢別の保育が可能になったりだとか、そういったところの良さということもあると思いますので、そういった良さを皆さんにわかっただけのような保育を進めていきたいというふうに考えております。

●金盛議長 ほか、ございませんか。無いようですので、これをもちまして、議案第46号についての質疑を終結いたします。

◇ 議案第46号討論・採決 ◇

●金盛議長 これから討論採決を行います。議案第46号について、討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●金盛議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号について、採決を行います。議案第46号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●金盛議長 異議なしと認めます。よって議案第46号については、原案のとおり可決されました。

午前11時47分

◇ 散会宣言 ◇

●金盛議長 本日は、これをもちまして散会といたします。

午前11時48分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

令和 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員